

2 支障事例について

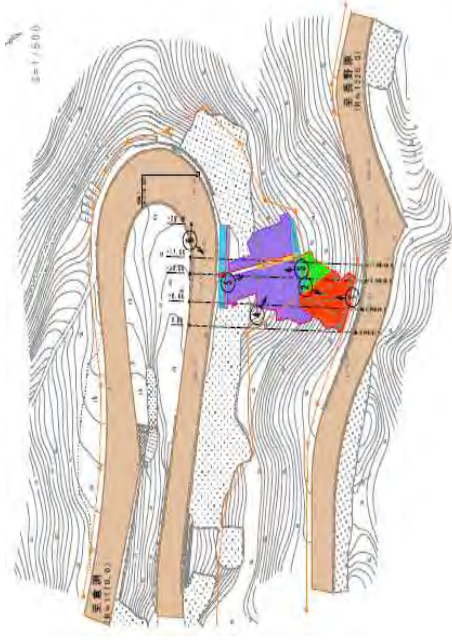
- (1) 案件名 道路災害復旧
- (2) 路線名 (主) 長野原倉淵線
- (3) 災害箇所 高崎市倉淵町川浦地内
- (4) 被災状況 平成25年9月台風18号による豪雨のため法面崩落、法枠工損傷

災害発生 (H25.9) ⇒ 災害査定 (H25.11) ⇒ 用地測量、用地買収交渉 (H26.4) ⇒ 保安林解除申請 (0.02ha) (H26.7)



農林水産大臣指定解除の場合 (約1年) H27.6見込み

都道府県知事に権限移譲された場合 (約6ヵ月) H26.12見込み



当該道路は、高崎市方面から北軽井沢へ抜ける観光道路であるが、長い期間、片側交互通行が続くなどの支障が継続することになる。

(参考事例)

平成26年6月16日、世界文化遺産の構成要素の一つである「荒船風穴」へのアクセス道路である国道254号(旧道)ほか1路線に地すべりが発生し、現在通行止めとなっており、復旧が待たれている。

※国の保安林解除が必要な場合

災害発生(H26.6)⇒災害査定⇒保安林解除(約1年)⇒工事(約6月)⇒完了はH28.4見込み

知事に権限を移譲した場合には、工事完了(H27.10見込み)を早めることが可能



※なお、当該箇所は、地すべり運動が完全に鎮静化しておらず、災害復旧工事等緊急に着手する必要がある場合に該当することから、事後手続により対応している。

○現地状況について

災害復旧工事の対象となる保安林の面積は、約0.6haである。



○荒船風穴への迂回路について

道幅が狭く、急勾配で、急カーブが多いため、大型車の通行は困難であり、地域住民や来訪者に不便を来している。



(参考) 本県における保安林解除の状況

(1) 大臣許可(1～3号)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	3カ年計	3カ年平均	
解除	件数(件)	5	10	4	19	6.3
	面積(ha)	0.57	4.36	0.31	5.24	1.75
公益上の理由	件数(件)	5	10	4	19	6.3
	面積(ha)	0.57	4.36	0.31	5.24	1.75
うち道路用地	件数(件)	5	7	2	14	4.7
	面積(ha)	0.57	2.55	0.1	3.22	1.07
申請書提出から解除確定までの平均日数	351.8日	612.7日	263.8日		409.4日	=約1年

(2) 都道府県知事許可(4号以下)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	3カ年計	3カ年平均
解除	件数(件)	1		1	0.3
	面積(ha)	0.06		0.06	0.02
公益上の理由	件数(件)	1		1	0.3
	面積(ha)	0.06		0.06	0.02
うち道路用地	件数(件)	1		1	0.3
	面積(ha)	0.06		0.06	0.02
申請書提出から解除確定までの平均日数	421.0日			421.0日	421.0日

※大臣許可(1～3号)と同時解除の案件であり、国の解除確定がされるまで待っていたため、時間を要したものの。平成19年度～22年度にあった3件の平均は200日(約6ヵ月)となっている。

(参考)土地の形質の変更許可について

「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準」により、道路の内、車道幅員が4メートル以下の林道の設置や改良については、都道府県知事の権限である「土地の形質の変更許可」により行っている。

(本県における林道の変更許可実績)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数(件)	14	13	8	15	19	26	14

森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(抄)

平成12年4月27日付け12林野治第790号

【最終改正】平成25年4月1日付け24林整治第27

別表4

保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区分	行為の目的・態様・規模等
1 森林の施業・管理に必要な施設	(1) 林道(車道幅員が4メートル以下のものに限る。)及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合 (2) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合

福島県森林計画課
平成26年8月19日

地方分権改革に関する福島県提案内容について

1. 提案事項

森林法において、「地域森林計画」の樹立及び変更の際に、農林水産大臣への同意を得るための協議を行うことが定められており、都道府県の主体的な取り組みとなるよう、協議事項を廃止し、届出としてほしい。

2. 具体的な支障事例

知事が地域の実情を踏まえて策定する地域森林計画については、森林法第68条の規定に基づき本県に設置されている森林審議会からの答申を受け、その後に、農林水産大臣に協議を行い、同意を得る行為については、地方の自主性・主体性の観点から廃止し、届出とすべきと考えます。

3. 地域の実情を踏まえた対応について

本県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う原子力災害により、森林・林業を取り巻く環境は急激に変化しています。

森林・林業については、震災や津波による、林地の崩壊、林産施設等の損壊、海岸防災林の流失等甚大な被害や、放射性物質による森林の汚染、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害、避難指示区域における生産活動の停止など多大な影響を受けている現状にあります。

特に、本県の浜通り地域の約8万haの森林は、原子力災害に伴う避難指示区域の指定により現在においても、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3区域に再編され、広範囲に立ち入り等が制限を受けております。

今後の地域森林計画については、これら避難指示区域の解除に伴い、変更等が生じることとなりますが、上位計画である全国森林計画に即するため、伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積などの計画数量等について、国との事前協議を行い変更計画を作成した後に、改めて農林水産大臣への計画同意を得るための協議を行うことは、県民への計画公表の遅延や地方の主体的取組への後退に繋がるものと危惧される。